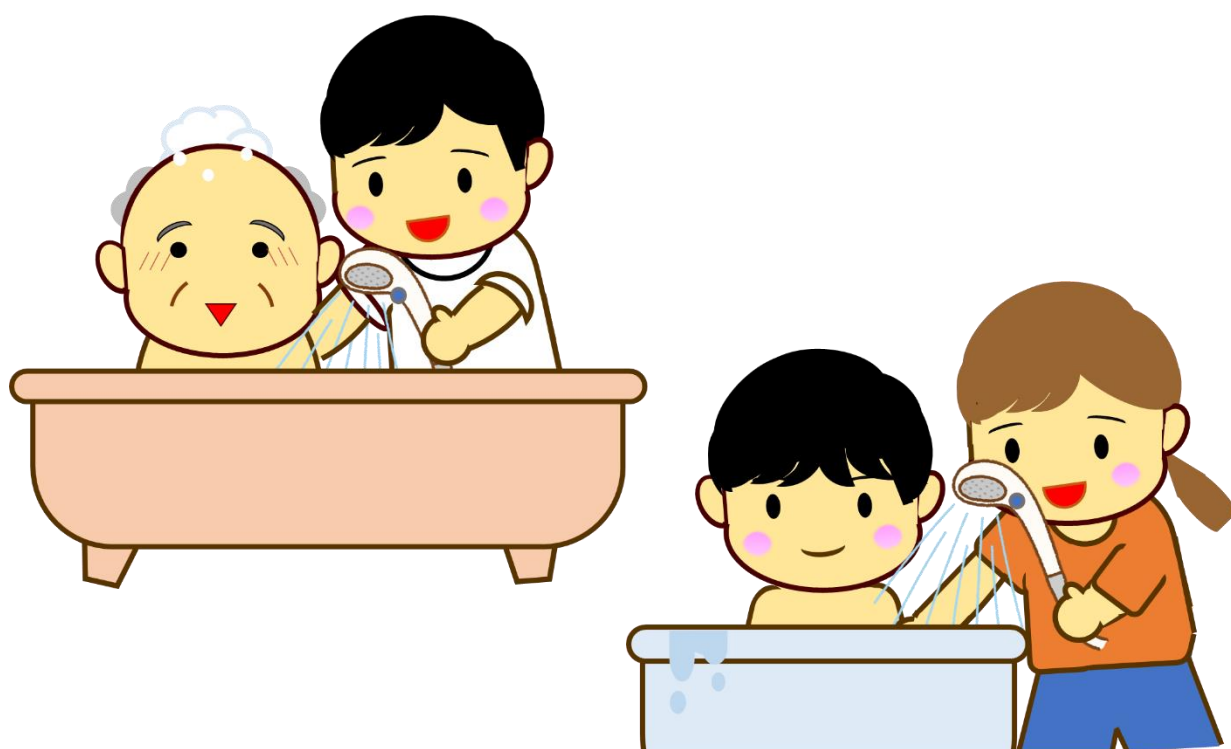


松山市止水機能付き 節水シャワーヘッド購入助成制度事業 【令和 6年度 申請の手引き】

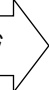


松山市 水資源対策課

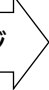
目次

1. 事業概要について ※手引き内の マーク部分にご注意ください。

目的、申請できる事業者、対象となる建物

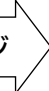
1ページ 

対象機器、助成金額

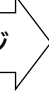
2ページ 

2. 手続きについて

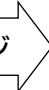
提出書類

3ページ 

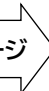
申請方法・手続きの流れ(郵送申請・窓口申請)

6ページ 

申請方法・手続きの流れ(電子申請)


8ページ 

各種書類の記入例など

10ページ 

3. その他

Q&A

19ページ 

受付期間

令和6年6月1日(土) ~ 令和7年3月31日(月)
ただし申請額が予算額に達した日で受付終了



※先着順(書類がすべて揃った時点で受付)

※申請額が予算額に達した日で、受付を終了しますので、ご注意ください。

・受付の最終日に届いた申請が予算の範囲を超えた場合、電子申請と郵送で届いた申請、窓口
提出された申請の中から抽選を行います。(ただし、申請書類等がすべて揃っているものに限り
ます。)

※助成金の交付は受付日から概ね2カ月から3カ月程度で、口座に振り込みます。

1. 事業概要について

◆目的◆

節水型都市づくりを推進し、節水効果の拡大及び節水意識を高めることに加え、福祉施設等の職員の負担軽減を目的に、節水効果の高い止水機能付き(手元ストップボタン付き)のシャワーヘッドを購入し交換した事業者に対して助成金を交付する。

◆申請ができる事業者◆ 次の①～⑦全てに該当する事業者

①助成金交付申請・請求時に松山市内で保育施設や介護老人福祉施設、障がい者支援施設など社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業者

※松山市外の事業者でも、松山市内に施設があれば申請できます。(社会福祉法第2条に規定する「社会福祉事業」については、添付している社会福祉事業一覧でご確認ください。)

②国・地方公共団体及びこれに準じる団体と市長が認めるもの以外の事業者

③交換する止水機能付き節水シャワーヘッドについて、他の制度による助成を受けていないこと

④市税を完納していること

⑤松山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係がないこと

⑥申請書の審査に必要な範囲で松山市が調査・確認等を行うことを承諾いただけること

⑦節水を徹底し、市の節水型都市づくりに協力していただけること

◆対象となる建物◆

○現在事業をされている施設内の浴室などのシャワーヘッドの交換が対象となります。ただし、借家の場合、所有者又は管理者(管理会社)の「承諾書」の提出が必要となります。

【注意が必要な建物】

住宅の種類	注意点
建築中の建物	シャワーヘッドの交換ではなく新設なので、 <u>対象外</u> です。
借家 (賃貸住宅・賃貸マンション)	事業を行う施設の建物を借りている場合は、所有者又は管理者(管理会社)の「承諾書」が必要となります。
社宅等の社会福祉事業に 直接関わらない建物	事業所内外の社宅等は、社会福祉法第2条に規定する「社会福祉事業」に直接関わらないので、 <u>対象外</u> です。

◆節湯水栓交換工事を依頼できる事業者の要件◆



・市内に住所がある個人事業者又は市内に事業所等がある法人の、水道の工事事業者やリフォームの事業者

※いずれの事業者でも、「水栓交換完了証明書」(P4⑦)を提出できること

(所在地の確認は、受付後松山市ができない場合は、確認できる書類の提出を求め場合があります。)

※事業所等とは、松山市内の営業活動の拠点機能として、営業担当者が常駐し、当該営業所で請負契約の締結権限を有すること

◆対象機器◆

- ①止水機能付き節水シャワーヘッド(単体)
- ②止水機能付き節水シャワーヘッドとホースのセット
※パッケージにホースも入っているセット売りのもの
※シャワーヘッド単体とホース単体を購入した場合は、シャワーヘッドのみ助成金の対象
- ③止水機能付き節水シャワーヘッドを含む節湯水栓交換※¹



ただし

令和6年4月1日(月)以降に購入したものの。

節水効果がおおむね30%以上※²のもの又は1分間あたりの使用水量が7リットル以下のもの

※¹...シャワーヘッドを含む節湯水栓交換の場合は、工事を依頼できる業者の要件があります。

詳細は(P1)をご確認ください。

※²...おおむね30%とは、カタログ等に約30%と記載がされていれば対象とします。

●**中古品や個人間の売買は対象外**です。必ず新品を小売店やインターネット等から購入してください。

その際の送料、設置費や工事費などは助成対象に含みません。

●商品によっては、現在ご使用のシャワーヘッドより重くなるものや、別にアダプターが必要なものなどがありますので、購入する際には事前に販売店にご確認ください。

◆助成金額◆

1台あたりの購入価格(税込)の2分の1に相当する額で上限3,000円

(100円未満切り捨て) × 交換台数

※ 施設ごとの台数制限はありません。複数台の申請があった場合は、1台あたりの助成金額を算出して、台数分を助成します。

※ 助成の対象となる購入価格(税込)は「商品代金」のみです。設置費や工事費、インターネットなどで購入した際の送料などは含みません。



※ ポイントカードに貯まったポイントで購入した場合、**ポイントでの支払い分は助成の対象にはなりません。**



【助成額の計算例】

例1

6,500円(税込)のシャワーヘッドを10台購入した場合
6,500円×10台=65,000円で購入
6,500円×1/2=3,250円 (上限3,000円超え)
上限3,000円を超えるため、1台あたりの助成額は3,000円
3,000円×10台=30,000円 …… 今回の助成金額

例2

6,500円(税込)のシャワーヘッドを11台購入し、7,000円割引があった場合
6,500円×11台-7,000円(割引)=64,500円で購入
64,500円÷11台=5,863.63…円
5,863円×1/2=2,931.5円
上限3,000円を超えないため、1台あたりの助成額は2,900円(100円未満切り捨て)
2,900円×11台=31,900円 …… 今回の助成金額

例3

6,000 円(税込)のシャワーヘッド1台とその他の商品 4,000 円(税込)を購入し、合計が10,000 円。そのうち 1,000 円分をポイント支払いし、実際の支払額が 9,000 円の場合

※1,000 円分のポイント支払分は助成の対象外です。

ポイント利用分を案分(シャワーヘッド 600 円、その他 400 円)し、シャワーヘッドは 5,400 円相当、その他は 3,600 円相当となります。

$5,400 \text{ 円} \times 1/2 = 2,700 \text{ 円}$

上限 3,000 円を超えないため、2,700 円 …… 今回の助成金額

例4

6,500 円(税込)と 5,000 円(税込)のシャワーヘッドをそれぞれ10台購入した場合
(6,500 円 \times 10台)+(5,000 円 \times 10台)=115,000 円で購入

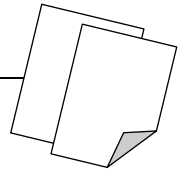
6,500 円 \times 1/2=3,250 円 (上限 3,000 円越えのため、助成額 3,000 円)

5,000 円 \times 1/2=2,500 円

それぞれの1台当たりの助成額は 3,000 円と 2,500 円

(3,000 円 \times 10台)+(2,500 円 \times 10台)=55,000 円 …… 今回の助成金額

2. 手続きについて



◆提出書類◆ ※電子申請の場合は入力およびデータ添付

チェック



【①助成金交付申請書(請求書)】

※様式第1号 記入例 P10

・助成金額は、商品の1台あたりの購入価格(税込)が6,000円以上の場合には3,000円、6,000円未満の場合には購入価格(税込)の2分の1の額(100円未満の端数は切り捨て)を購入台数分合計したのちご記入ください。

※金額計算が不安な場合は記入前にお問い合わせください。

・承諾及び誓約欄の4つの項目について内容を確認し、承諾・誓約いただける場合は☑をしてください。

※誓約・承諾いただけない場合は、受付ができません。

※「事業者登録資料」・「税納付情報」に関して松山市が調査・確認することに承諾をいただける方は「完納証明書」等の添付は不要となっています。承諾いただけない方は「完納証明書」(3ヶ月以内に発行したもの)等を添付してください。

・「社会福祉法の条項」と「個別法上の事業名」については、別紙の社会福祉事業一覧を参考にご記入ください。(社会福祉法第2条に規定する「社会福祉事業」を実施する事業者が助成対象です。)

・添付書類を確認し☑をしてください。

・振込先の口座は、申請者となる代表者名義の口座をご記入ください。代表者の方以外の口座への入金希望される場合(施設長等の口座)は、別紙の委任状の提出をお願いします。

※氏名と助成金交付申請額は訂正不可です。書き損じた場合は新しい用紙に書き直しをお願いします。

※電子申請送信後の入力誤りは水資源対策課までお問い合わせください。

・複数施設まとめた申請や、種類や金額が異なる製品を複数購入される場合、別紙1の提出が必要です。また、複数施設まとめて申請する場合は、別紙1を施設ごとに1枚ずつ作成してください。

チェック



【②領収書又はその写し】※原本を提出された場合は受付印押印後、返却します。 ※例 P13～P15



・レシートや支払証明書などでもかまいません。

ただし、止水機能付き節水シャワーヘッドの価格、購入台数、購入日、商品名や型番号など(複数種類購入されている場合は各製品分)が記載されている必要があります。

・レシートの場合、止水機能付き節水シャワーヘッド以外の商品が併記されていてもかまいません。

・工事を伴う場合の領収書には、ただし書きに止水機能付き節水シャワーヘッドの価格(税込)を記入してもらってください。【例:ABC シャワー ○○○○円(税込) 工事費ほか ○○○○円(税込)】



・納品書や購入証明書のみでは、支払いが確認できません。(P13の【注意が必要な例】参照)

チェック



【③設置状況が分かるカラー写真(交換(設置)後)】 ※例 P16



・止水機能付き節水シャワーヘッド交換(設置)後の全体を撮影したカラー写真

※複数交換した場合は、すべての写真が必要です。

※A4 用紙にカラー印刷をしたものでも可。



※写真は、シャワーヘッド部分だけでなく、水栓、ホース、シャワーヘッド全てが写ったものが必要です。

※写真が不鮮明な場合やシャワーヘッド部分しか写っていない場合は、撮り直しとなりますのでご注意ください。

※④の図面で、各写真のシャワーヘッドの設置場所がわかるように番号やしるし等をつけてください。

チェック



【④設置した位置が分かる図面(平面図等)】 ※例 P17

・止水機能付き節水シャワーヘッドを設置した場所が分かる図面

※複数交換した場合は、③のカラー写真の機器がそれぞれどこかわかるように番号やしるし等をつけてください。

※施設等でお持ちの既存の図面や手書きで書かれた簡易な図面等に、設置位置を書き込んだもので可。

チェック



【⑤購入(設置)機器が分かる書類】 ※例 P18

・取り扱い説明書や性能証明書、「箱」などに記載されている「メーカー名」と「商品名」の部分をコピーしてください(コピーが難しい場合は写真も可)。

※「メーカー名」と「商品名」が分かればコピー又は写真は1枚でかまいません。

チェック



【⑥節水効果が分かる書類】 ※例 P18

・節水効果の要件を満たしていることが分かる部分をコピーしてください(コピーが難しい場合は写真も可)。

なお、⑥の書類で節水効果まで記載されていれば、添付の必要はありません。

※節水効果とは、「○%節水」や「使用水量は○L/分です」など記載している部分です。

チェック



【⑦所有者又は管理者(管理会社)の「承諾書」、「水栓交換完了証明書】 ※記入例 P11

・事業を行う施設等が借家の場合…所有者又は管理者(管理会社)の「承諾書」

所有者又は管理者(管理会社)の方に「承諾書」の記載を依頼してください。

※シャワーヘッドを購入する前に、まずは所有者等にご相談ください。

※退去時には原状回復するなどのケースが考えられることから、所有者又は管理者(管理会社)としていますが、シャワーヘッドを交換することに対して承諾する権利のある方の記入をお願いします。

※退去時等のトラブルについては、松山市は責任を負いかねますのでご了承ください。

・シャワーヘッドを含む節湯水栓交換を行った場合…「水栓交換完了証明書」

工事依頼した松山市内の事業者には「水栓交換完了証明書」の記載を依頼してください。

チェック

【③「止水機能付き節水シャワーヘッド購入助成制度利用者アンケート」】

※ご協力ください

- ・この助成制度の効果や、今後の節水推進施策の参考にさせていただくことを目的に、アンケートをお願いしています。上記目的以外に使用することや、回答により申請者が不利益になることは一切ありませんので、ご協力をお願いします。

チェック

【⑨「委任状」】

- ・助成金の申請者は、法人の代表者になりますが、別紙の委任状を添付することによって、当助成金の申請手続きに関する一切の権限や助成金受領に関すること等を受任者に委任することができます。
- ※委任状に記載する委任者となる法人の代表者の方は、代表者印または代表者の署名が必要となります。



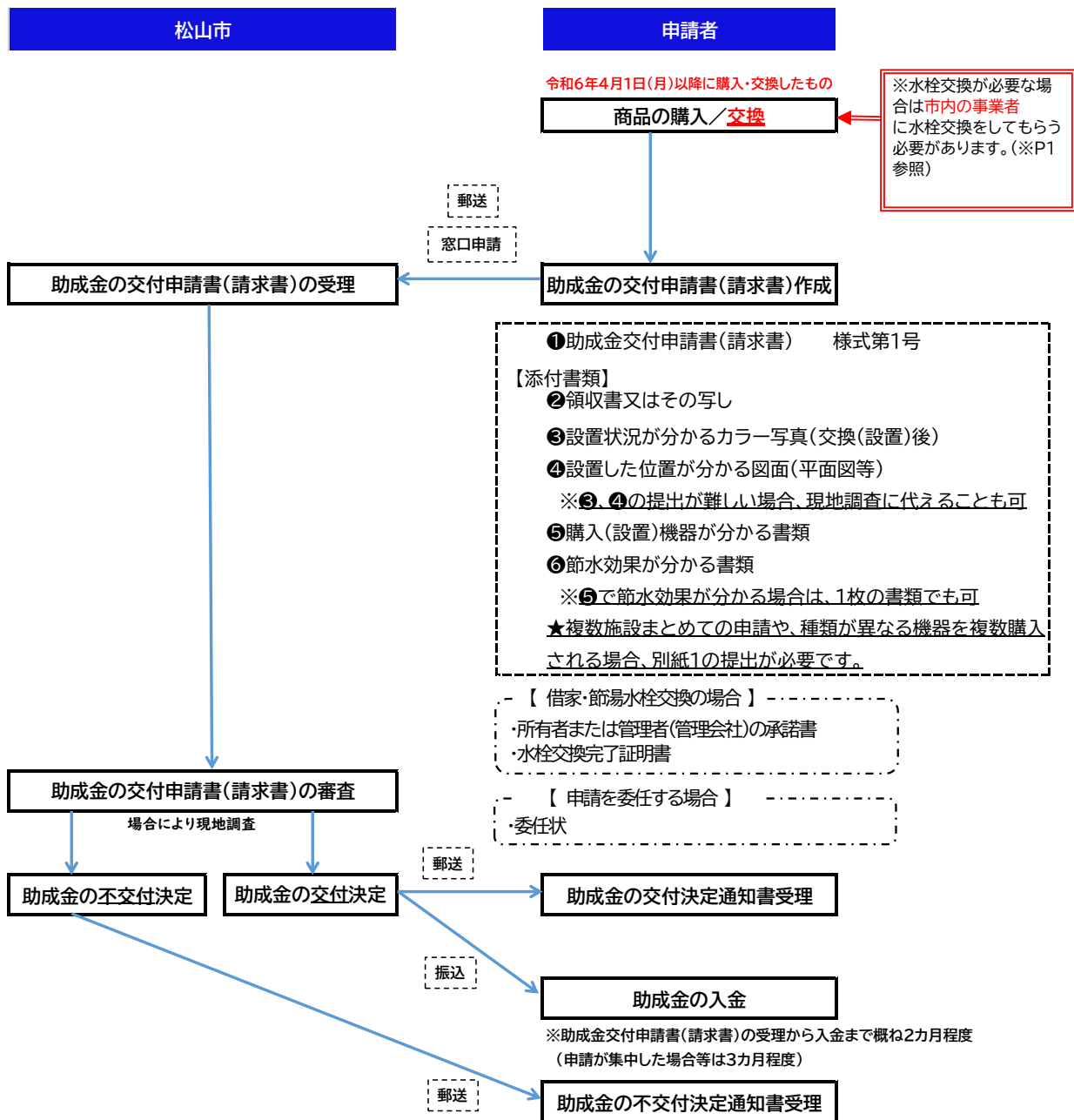
現地調査により一部提出書類を省略できます

③設置状況が分かるカラー写真、

④設置した位置が分かる図面(平面図等)の提出について

- ・③と④の提出については、水資源対策課職員による現地調査(シャワーヘッド取り付け状況の確認)に代えさせていただくことで提出を省略することができます。
- ・③と④の提出を省略して現地調査を希望する場合は、第1号様式 交付申請書(請求書)の【添付書類】欄の 現地調査を希望する に チェックを記入してください。
- ・現地調査については、申請受付後に水資源対策課から連絡をさせていただき、設置状況を確認させていただきます。

申請方法・手続きの流れ ①郵送申請、②窓口申請



①郵送申請、②窓口申請

必要書類(※手引き P3以降参照) をそろえて申請してください。

《注意事項》

- ・受付及び審査業務は通常の業務時間内(8:30~17:00)で行います。
受付時間が休日で業務が行われない場合は翌営業日の処理となります。
- ・電子メール・FAX では申請できません。
- ・申請いただいた内容に記入漏れや添付書類漏れがあった場合は、内容確認のためご連絡する場合や書類を郵送にてお返しする場合があります。

①郵送申請

※お手持ちの封筒の裏面に、住所、氏名を記入し、下記送付先へ。

〒790-8571

松山市二番町四丁目 7-2

松山市総合政策部

水資源対策課(節水シャワーヘッド担当) 宛

《郵送申請の際の注意事項》

- ・申請用の封筒と郵送料は申請者をご用意ください。
郵便の種類や重量に応じた切手を貼ってください。
- ・郵便物が届かない場合、松山市は責任を負いかねますのでご了承ください。
申請書類の到着を確認したい場合は、記録が残る方法でご提出ください。

②窓口申請

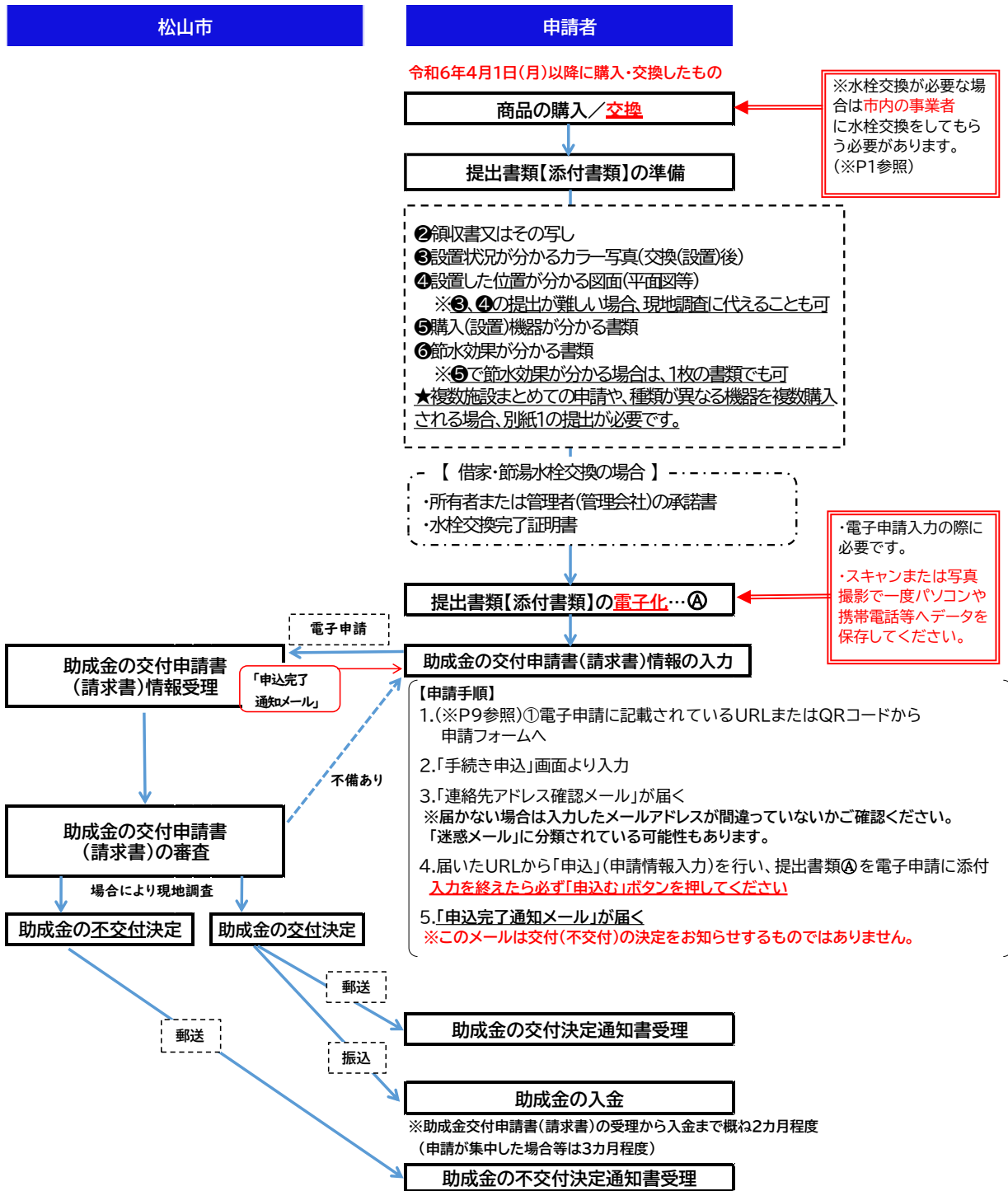
松山市役所 本館 5 階 水資源対策課 へ直接ご申請ください。

受付時間:8:30~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

《窓口申請の際の注意事項》

- ・支所での申請はできません。

申請方法・手続きの流れ ③電子申請(えひめ電子申請システム)



③電子申請

必要書類(※手引き P3以降参照) をそろえて申請してください。

《注意事項》

- ・受付及び審査業務は通常の業務時間内(8:30~17:00)で行います。
受付時間が休日で業務が行われない場合は翌営業日の処理となります。
- ・電子メール・FAX では申請できません。
- ・申請いただいた内容に入力漏れや添付データ漏れがあった場合は、内容確認のためお電話やメールにてご連絡する場合があります。
そのため、申請後メールにてお送りする整理番号とパスワードは大事に保存してください。
照会の際に必要になります。
- ・申請書類(原本)は助成金の決定通知書が届くまで保管してください。

※水資源対策課 HP(下記の URL、QRコード)から申請できます。

URL

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/seikatsu/sessui/shisuikinoushawa.html>

QRコード



《電子申請の際の注意事項》

- ・申請に使用したデータの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。
 - ・連絡が取れるメールアドレスの入力が必要となります。
 - ・添付書類はスキャンまたは写真撮影により電子化し、一度パソコンや携帯に保存してください。
※添付ファイルは容量に上限があり合計20MB までとなります。
 - ・入力中のデータを一時保存される場合、添付ファイルは保存されません。再読み込み後、ファイルを添付しなおしてください。
 - ・「入力中のデータを保存する」では申請手続きが完了していません。
 - ・申請手続き完了後、登録されたメールアドレスへ「申込完了通知メール」(整理番号とパスワード、内容照会 URL)が届きます。
- ※届かない場合は入力したメールアドレスが間違っていないかご確認ください。
「迷惑メール」に分類されている可能性もあります。
- ・申請内容の誤りや、申請自体を取り下げたい場合は、水資源対策課までご連絡ください。
※複数回送信するのはご遠慮ください。

記入例

事業者名 社会福祉法人〇〇〇〇

『借家の事業所』のみ

借家の
のみ

(宛先) 松山市長

承諾書

令和6年4月15日

日付をご記入ください。

節水シャワーヘッド購入助成金に関して、申請者の負担で止水機能付き節水シャワーヘッドに改造することを承諾し、今後、止水機能付き節水シャワーヘッド購入助成金に関し、トラブル等が発生しても松山市には一切の責任を問わないことに同意します。

住宅の所有者又は管理者(管理会社)等に、住所・氏名・連絡先の記入を依頼してください。
(ゴム印等の使用可)

住所(所在地) 松山市二番町〇丁目△-□

氏名(事業者名・代表者名) 松山 太郎

※氏名の修正・訂正不可

連絡先 (089) XXX - XXXX

『水栓を交換した事業所』のみ

水栓を
交換

(宛先) 松山市長

水栓交換完了証明書

令和6年4月15日

日付をご記入ください。

節水効果 おおむね 30 %
節水効果 1分間あたり リットル
止水機能付き節水シャワーヘッドを含む節湯水栓交換工事が完了したことを証明

事業者の要件は「松山市内の事業者」となっています。事業者は、松山市内の支店・営業所等の住所・事業所名の記入を依頼してください。(ゴム印等の使用可)
会社印等の押印は不要ですが、この証明書が正式な書類である旨、お電話等で確認することがあります。
※押印いただいても差し支えありません。

所在地 松山市道後〇丁目△-□

事業者名 愛媛改修建設(株) 松山支店

代表者名 支店長 道後 温郎

連絡先 (089) XXX - XXXX

<止水機能付き節水シャワーヘッド購入助成金申請者アンケート>

このアンケートは、止水機能付き節水シャワーヘッド購入助成金(以下「助成金」という。)の効果や、今後の節水推進施策の参考にさせていただく目的で、松山市が助成金の申請者全ての方にアンケートをお願いしています。上記の目的以外に使用することや、申請者が不利益になることは一切ありません。ご協力をお願いします。

問 1. 本助成金が交換を行うきっかけとなりましたか。

1. 助成金がなくても交換をした。 2. 助成金があったから交換をした。

問 2. 止水機能があることで、職員の節水意識は高まりましたか。

1. 高まった。 2. 変わらない。 3. 低くなった。

問 3. 止水機能があることで、職員の負担軽減につながりましたか。

1. つながった。 2. つながらなかった。 3. その他()

問 4. 今回交換したシャワーの使用状況についてお伺いします。

主な使用用途を教えてください。(園児の汚れ処理・沐浴)

1日当たりの平均使用時間を記入してください。

平均 (30) 分

交換したシャワーヘッド1台あたりの使用時間についてご記入ください。

※※※ご回答いただきありがとうございました※※※

複数事業所への設置や、異なる機器を複数設置
する場合にはこの別紙の提出が必要です。

(第1号様式別紙)

事業者名 社会福祉法人〇〇〇〇

[事業所①] ←申請する事業所の数に合わせてNo.を記入してください(①, ②, ③…)

事業所名称	〇〇〇〇園					製品ごとの 合計助成金額 (A)×(B)
社会福祉法の条文	第2条第3項第2号					1台当たりの助成金額 限度額3,000円 (B) (100円未満端数 切捨て)
個別法上の事業名	保育所					製品ごとの 合計助成金額 (A)×(B)
所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 (松山市)					
建築物の所有	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家 ※ 『承諾書』欄の記載必要					製品ごとの 合計助成金額 (A)×(B)
総合計	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 止水機能付き節水シャワーヘッド (単体) <input type="checkbox"/> 2. 止水機能付き節水シャワーヘッド及びホー <input type="checkbox"/> 3. 止水機能付きシャワーヘッドを含む節湯水					
台数/機器	10台	台数 (A)	1台当たりの購入価格 (税込・小数点以下切捨 て)	1台当たりの助成金額 限度額3,000円 (B) (100円未満端数 切捨て)	製品ごとの 合計助成金額 (A)×(B)	
	メーカー名	商品名 (製品番号)				
	株式会社〇〇	ABCシャワー	5台	4,750円	2,300円	11,500円
	株式会社△△	スーパー節水シャワー	2台	6,500円	3,000円	6,000円
	株式会社△△	節水バブルシャワー	3台	7,000円	3,000円	9,000円
	<input type="checkbox"/> メーカーや商品ごとに記入してください。					
効果/水量	<input checked="" type="checkbox"/> 節水効果 おおむね30%以上 <input type="checkbox"/> 使用水					26,500円 助成金交付申請額
購入(工事完了)日	令和6年4月15日					

この欄はクーポンや割引分を除いた1台あたりの購入価格を記入してください。

この欄は1台あたりの購入価格の欄に記入した額の2分の1の額(限度額3,000円かつ100円未満端数切り捨て)を記入してください。

金額は訂正ができません。
書き損じの場合、新しい書類へ書き直しをお願いします。それ以外の箇所の間違いは、二重線を引き、修正してください。ただし、修正パン、修正テープでの修正はできません。また、消すことができるペンの使用はしないでください。

添付書類 1(②領収書又はその写し)

支払が証明できる書類(領収書等)が必要です。
 ※領収書等がない(支払いを証明できるものがない)場合は助成できません。

※原本を提出された場合は書類確認後、返却します。

- ①節水シャワーヘッドを購入したこと
- ②節水シャワーヘッドの購入価格
- ③料金の支払をしていること

領収書等は、この3点を主に確認します。
 確認ができない場合は、追加で書類の添付が必要です。

【注意が必要な例】

よくある事例	①購入したこと	②購入価格	③支払をしていること	追加で提出が必要な書類
領収書の但し書きが「商品代」となっている。	×	×	○	購入店舗に商品名の記入を依頼していただくか、節水シャワーヘッドを購入したことが分かる書類を併せてご提出ください。(納品書、購入証明書など)
インターネットや通信販売で購入し、領収書がない。 (納品書や購入証明書はある。)	○	○	×	購入店舗に領収書の発行を依頼してください。 (インターネットで購入の場合は、購入サイトからダウンロードしたもので可)
分割払いにより領収書が発行されない。	○	△	×	分割での支払いをしていることが分かる書類の提出が必要です。
領収書の金額に節水シャワーヘッドの購入価格以外の費用も含まれている。	○	×	○	購入店舗に内訳の記入を依頼していただくか、節水シャワーヘッドの購入金額が分かる書類を併せてご提出ください。(納品書、購入証明書など)

例

・ポイントカードに溜まったポイントで購入した場合のポイント支払い分や割引券、アプリのクーポン支払い分は助成の対象外です。(手引き P2参照)

○「領収書」の場合

法人名、事業所名等

但し書きについて

金額が工事費等を含んでいる場合、
ABC シャワー〇〇〇〇円
 その他(工事費等)〇〇〇〇円と記入

※但し書きが「商品代」の場合、シャワーヘッド購入が分かる書類の添付が必要です。(納品書、購入証明書など)

③ 領 収 書

社会福祉法人〇〇〇〇 様

② ¥5,401 一(税込)

① 但しABCシャワー 購入代金として上記の金額を正に領収いたしました。

令和6年4月15日
 (株) ● ● 電 機
 松山市一番町〇〇番地 123
 (089)×××-××××

〇レシートや明細のある領収書の場合

商品名が長い場合など全てが表示されていなくても差し支えありませんが、
購入商品の情報(商品名・品番)の記載がない場合や明確に分からない場合は助成できません。
 その際は販売店等へ「領収書」の発行を依頼してください。

ポイントカードに貯まったポイントで購入した場合、
ポイントでの支払い分は助成の対象になりません。

③ 領収書兼お買上明細
 (株)●●電機
 (089)xxx-xxxx
 発行日 令和6年4月15日

① ABC シャワー	¥4,910
消費税 10%	¥491
ポイント支払い	¥500
② 合計(税込)	¥4,901

購入価格

〇代引の場合(④「代引金額領収書」と⑤「購入証明書又は納品書」両方必要です)

「④代引金額領収書」

④代引金額領収書だけだと『②節水シャワーヘッド購入価格』の確認ができないため、購入証明書等が必要です。

※購入証明書・納品書等がない場合、購入店で領収書の発行の依頼をお願いします。

代引金額領収書

お届け先 〒790-xxxx
 松山市二番町〇丁目△-□
社会福祉法人〇〇〇〇 様

(株)●●電機
 (089)xxx-xxxx
 本社 松山市一番町〇〇番地 123

① ABC シャワー 数量 1

代引金額 **¥6,171** (消費税等¥491)

③ ⑤ 集金代行者印 **宅配**

領収日 令和6年4月15日

集金代行者の押印、
 領収日が記入されている
 ことが必須です。

「⑤購入証明書又は納品書」

⑤購入証明書又は納品書だけだと『③料金の支払いをしている』ことが確認できません。

購入証明書

(株)●●電機(089)xxx-xxxx
 本社 松山市一番町〇〇番地 123

① 品名 ABC シャワー

内訳

数量 1	② 単価(税込) ¥5,401	購入価格
	送料(税込) ¥770	
金額合計(税込)		¥6,171

助成対象外

○コンビニ支払い・銀行振込の場合

(④払込受領書と⑤購入証明書又は納品書両方必要です)

④払込受領書だけだと『①節水シャワーヘッドを購入したこと』の確認ができないため、お買上げ明細、納品書、請求書等が必要です。
 ※⑤購入証明書又は納品書がない場合、購入店で領収書の発行の依頼をお願いします。

⑤購入証明書又は納品書だけだと『③料金の支払いをしている』ことが確認できません。

「④払込受領書」

払込受領書
(〇〇支払用)

払込人氏名
社会福祉法人〇〇〇〇
注文番号:
123456

受取人
(株)〇△
問い合わせ番号:
abcdefg

購入店
(株)●●電機
金額 5,171円

③

領収印貼付

 領収日付印



「⑤購入証明書又は納品書」

(株)●●電機
(089)xxx-xxxx
本社 松山市一番町〇〇番地123

お届け商品の明細 注文日:令和6年4月3日 発行日:令和6年4月4日

商品番号	商品名	単価	数量	割引	送料
*****	① ABCシャワー	5,401	1	1,000	770

支払方法:クレジットカード

商品合計	割引	送料	お支払い金額(税込)
5,401	② 1,000	770	5,171

助成対象外

商品から割引分を差し引いて本体価格を出します。
 商品が複数ある場合は、案分計算になりますのでご注意ください。
 (P3参照)

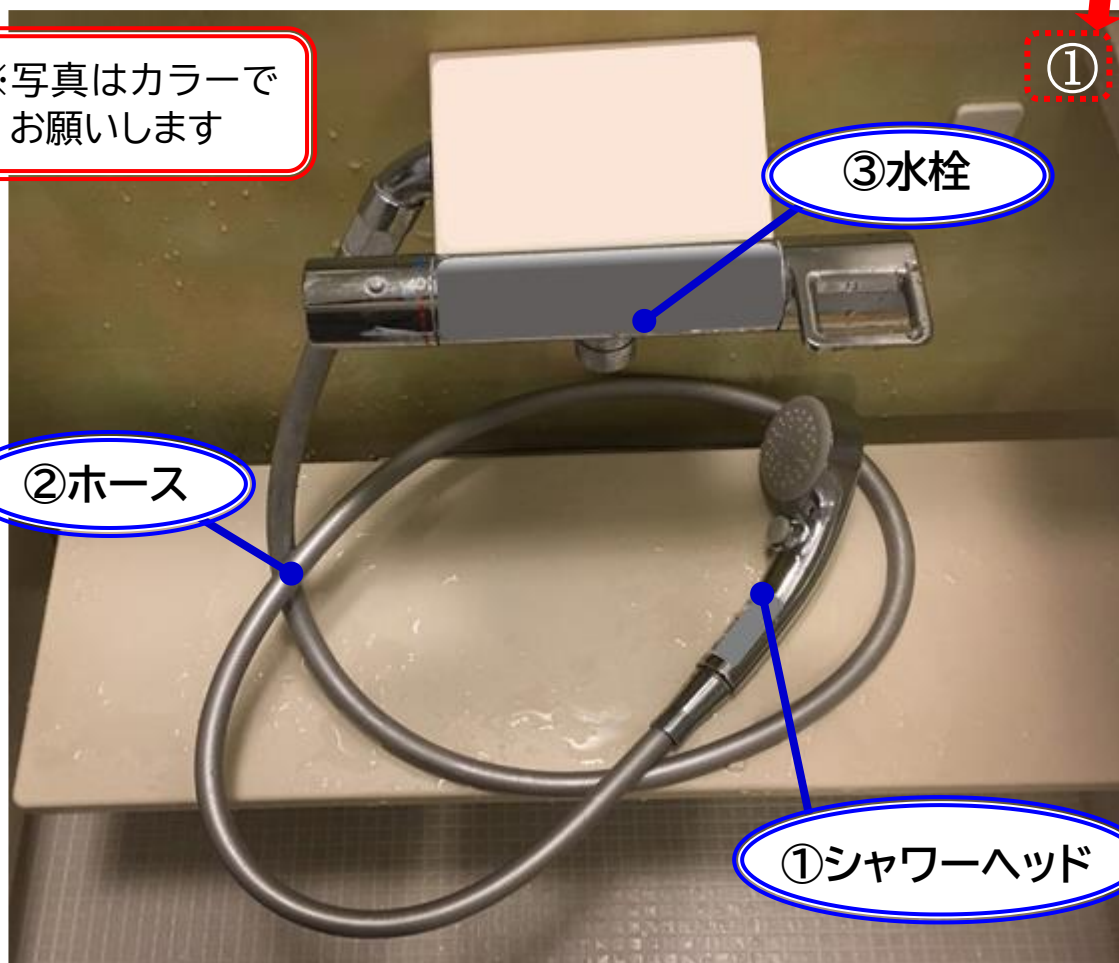
添付書類2(③設置状況が分かるカラー写真(交換(設置)後))

①シャワーヘッド ②ホース ③水栓 がすべてつながっている状況
が写ったもの。

※写真が不鮮明な場合は、撮り直しをお願いする場合があります。

※複数台数設置した施設は、すべての設置後の写真が必要です。
また、どの写真の機器をどの場所に設置したかわかるよう、添付書類
の「④設置した位置がわかる図面(平面図等)」に記載した番号やしる
しと同じものを書くなどしてください。

※写真はカラーで
お願いします

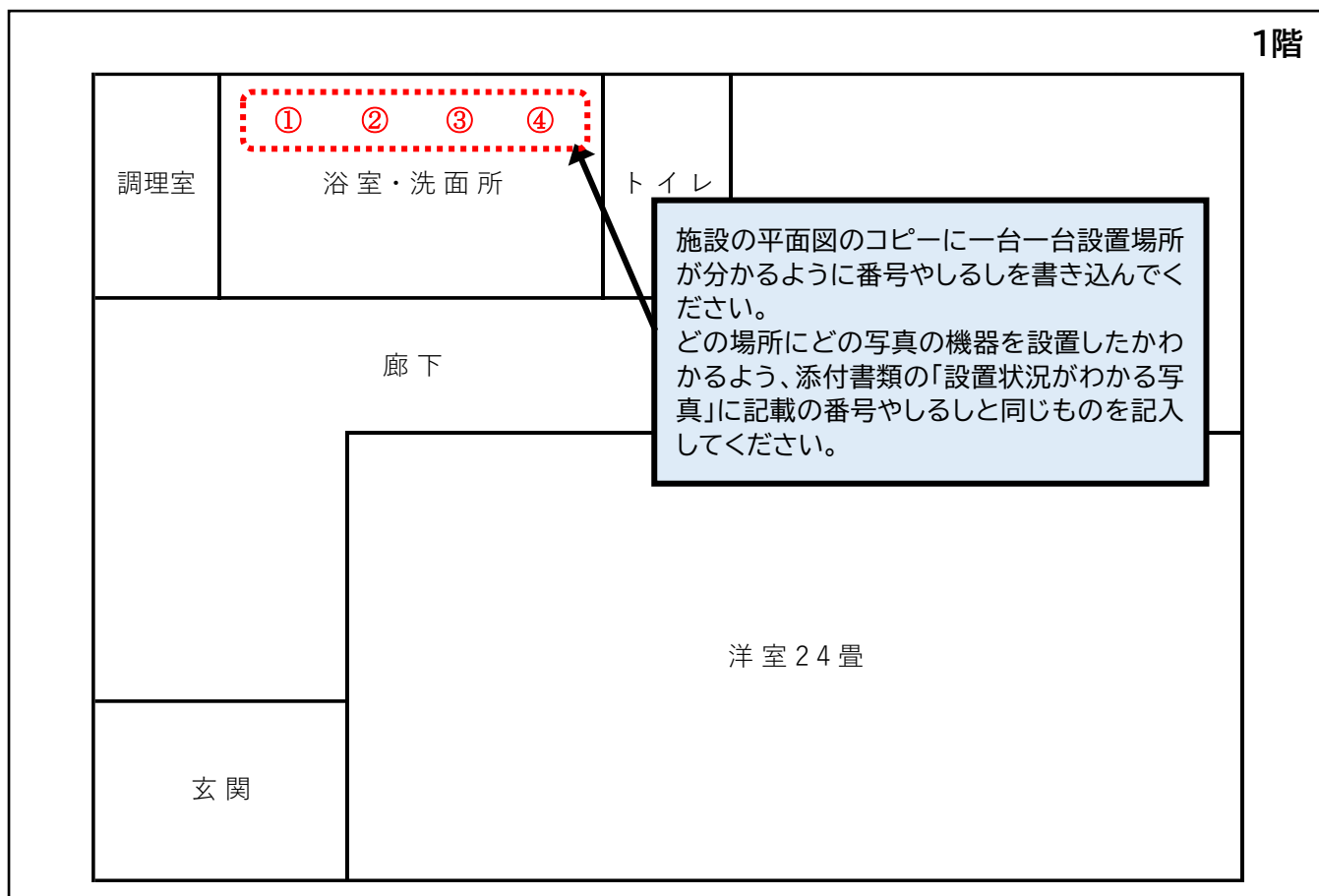


×撮り直しになる写真例



添付書類3(④設置した位置が分かる図面(平面図等))

例



※平面図が無い場合は手書きで簡単に設置場所がわかるように図を書いていたいただけなのでも構いません。

※なお、ご提出いただいた平面図で、確認が難しい場合、電話や現地調査を追加で行う可能性がありますので、予めご了承ください。

添付書類4(⑤購入(設置)機器が分かる書類)
添付書類5(⑥節水効果が分かる書類)

例

『添付書類4(⑤購入(設置)機器が分かる書類)』で
『添付書類5(⑥節水効果が分かる書類)』の確認ができる場合は『添付書類5』の提出は不要です。

申請書「台数/機器」「効果/水量」へ記入された
『設置機器』と『節水効果』が確認できるもの

商品の箱又は説明書等の情報

⑤商品名 → **ABCシャワー** ← ⑤メーカー名 **株式会社〇〇**

⑥節水効果 ← **30%~50%**

⑤(製造番号) → **品番 123456-A**

「⑤購入(設置)機器が分かる書類」・「⑥節水効果が分かる書類」の申請書記入箇所

機器 「事業所①」 ↑	台数/機器	3台	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 止水機能付き節水シャワーヘッド (単体) ← <input type="checkbox"/> 2. 止水機能付き節水シャワーヘッド及びホースのセット ← <input type="checkbox"/> 3. 止水機能付き節水シャワーヘッドを含む節湯水栓交換* ← <small>*水栓交換を行った市内工事業者が分かる「水栓交換完了証明書」添付必要</small>
		メーカー名	商品名(製品番号)
		株式会社〇〇	ABCシャワー
	効果/水量	<input checked="" type="checkbox"/> 節水効果 おおむね 30%以上 <input type="checkbox"/> 使用水量 1分間当たり 7リットル以下	

Q&A



◆助成対象について◆



Q1	松山市外の事業主ですが、松山市内に事業所があります。その松山市内の事業所の申請はできますか。
A	○ できます。松山市にある事業所のシャワーヘッド交換であれば対象です。
Q2	申請は事業主が行うのですか、それとも各施設が行うのですか。
A	事業主の方が申請してください。なお、委任状があれば各施設から申請することも可能です。
Q3	市内に複数の事業所を所有しているのですが、同時に複数の事業所分を申請することはできますか？
A	○ できます。基本は事業主の方がまとめて申請をお願いします。
Q4	上水道を使用していない場合も、申請できますか？
A	○ できます。地下水などを使用していても申請できます。
Q5	事業用以外の建物は対象となりますか？
A	× 対象外です。社会福祉法第2条に基づく事業を行っている部分のシャワーヘッドを交換した場合が対象となり、それ以外のものについては、対象外です。
Q6	浴室等をリフォームしましたが、申請できますか？
A	○松山市内に住所を有する事業者に依頼して設置しているのであれば対象となります。「シャワーヘッドを含む節湯水栓交換」に該当しますので、申請の際には「水栓交換完了証明書」が必要です。
Q7	建築中の建物に設置するシャワーヘッドは対象となりますか？
A	× 対象外です。既存施設のシャワーヘッドを交換する場合は対象です。建築中の建物は、シャワーヘッドも新設となるため、対象外です。
Q8	松山市立の保育園や松山広域福祉施設事務組合等の公的な施設は助成対象となりますか？
A	× 対象外です。国・地方公共団体や市長が認める公共的団体の事業者は、助成対象外になりますので、申請できません。

◆対象機器等について◆



Q9	令和6年3月に購入した止水機能付き節水シャワーヘッドは対象になりますか？
A	×なりません。 申請可能なものは、令和6年4月1日以降に購入されたもので、令和7年3月31日までのものです。申請受付も令和7年3月31日までで、申請額が予算額に達した日で終了となりますので、ご注意ください。

Q10	止水機能付き節水シャワーヘッドの購入先指定はありますか？
A	×ありません。 購入先の指定はありません。インターネットや市外販売店での購入も対象となります。ただし、申請時には支払いが分かる書類(詳しくは P12~P14)が必要となりますので、購入の際にご確認ください。

Q11	止水機能のない節水シャワーヘッドは対象となりますか？
A	×対象外です。本助成制度は職員の負担軽減も目的としているため、止水機能付き節水シャワーヘッドのみ助成対象です。



Q12	止水機能付き節水シャワーヘッド単体とホースを購入しました。ホースも対象になりますか？
A	×対象外です。 ホースが対象となるのは、止水機能付き節水シャワーヘッドとホースがセットになった商品(1つのパッケージに入ったもの)の場合です。単体のものを購入された場合は、止水機能付き節水シャワーヘッドのみが助成の対象です。その他、アダプター等も(セットではなく)別で購入されたものは対象外です。

Q13	箱や保証書、取扱説明書に節水効果の記載がありませんが、どのようにして節水効果や水量を確認すれば良いですか？
A	製品の箱等に記載がなく節水効果の確認ができない場合は、商品のパンフレットやインターネット上での商品紹介ページなどで節水効果を確認し、ご購入ください。

Q14	現在、節水シャワーヘッドを使用していますが、交換を考えています。対象となりますか？
A	○対象です。節水効果など条件を満たしていれば対象となります。



Q15	「止水機能付き節水シャワーヘッド(単体)」「止水機能付き節水シャワーヘッドとホースのセット」を購入後、業者に設置してもらいました。対象となりますか？
A	○商品代金のみ対象です。設置にかかる費用は対象外です。



Q16	「止水機能付き節水シャワーヘッドを含む節湯水栓」を購入後、職員(申請者)が 設置工事を行なった場合は対象となりますか？
A	× 対象外です。 水栓の交換を行う場合、事業者以外の方が交換したものは対象外です。松山市内に住所を有する事業者に依頼して設置していることが条件となります。

Q17	事業所内にシャワーヘッドが5つあります。5つとも交換するため新たに購入した場合には申請できますか？
A	○ できます。台数の制限はなく、交換されたシャワーヘッド全てが対象となり、1台当たりの助成金額×台数分を交付いたします。

Q18	外国製のシャワーヘッドを購入しました。対象になりますか？
A	○ 対象です。 基準を満たすものは対象となります。ただし、水栓と合わずに交換できないものは対象外ですので、購入する際にはメーカー等に確認するなど、ご注意ください。



Q19	浴室以外のシャワーヘッドは対象にならないのですか？
A	浴室に限らず、保育施設等のトイレなどに設置しているシャワーヘッドも対象です。また、事業で使用するシャワーヘッドで、職員の負担軽減につながる場合はその他のシャワーヘッドについても対象となる可能性がありますので、詳しくは水資源対策課までお問い合わせください。

Q20	水栓交換を行いました。業者から節湯 B1(B)の水栓だから15%削減しかないと言われました。対象になりますか？
A	シャワーヘッドと合わせて30%以上の節水効果があれば対象となります。

◆助成金交付書(請求書)の申請について◆

Q21	受付はいつからいつまでですか？
A	令和6年6月1日(土)～令和7年3月31日(月)です。ただし、申請額が予算額に達した日で受付を終了します。

Q22	郵送・窓口申請を行う場合、申請書類は、どこで入手できますか？
A	水資源対策課(市役所本館5階)の窓口で配布しています。郵送を希望される場合は、ご連絡ください。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

Q23	窓口へ直接申請に行く場合、申請者本人が行かないといけませんか？
A	窓口に来られるのは、代理の方でもかまいません。



Q24	交換後の写真を携帯電話で撮りましたが、印刷するプリンターがありません。携帯電話の画面を窓口で見せるのでも良いですか？
A	× 郵送・窓口申請の場合は受付できません。写真は添付書類として必要ですので、印刷が可能な店舗等で印刷してください。なお、電子申請の場合は写真データを添付書類として使用できます。



Q25	ポイントを使用し、残りを現金(クレジット等)で支払いました。助成額はどのような計算となりますか？
A	過去の買い物に対し付与されたポイントでの支払い分は助成の対象外です。 ※ポイントのほか、割引券やアプリのクーポン支払い分も対象外 商品の一部をポイントで等支払われた場合は、ポイント等利用分を差し引いた額で、助成額を算出します。(詳しくはP2参照) ご不明の場合には、購入前に水資源対策課までお問い合わせください。

Q26	クレジットカード、電子マネーでの支払いは助成対象ですか？ また、商品券やギフト券で支払った場合はどうですか？
A	助成対象です。(付与されたポイントや割引、サービスではないので、現金と同等と考えます。) ご不明の場合には、申請前に水資源対策課までお問い合わせください。

Q27	シャワーヘッド交換に伴う取付工事代金と商品代金の合計額が領収書(レシート)に記載されていますが、内訳がありません。購入価格は領収書の金額で構いませんか？
A	助成額を計算するための「購入価格」が商品代金となりますので、領収書の但し書きとして、シャワーヘッドの商品名と商品代金、その他工事費等の内訳をご記入ください。(P13~P15参照)

Q28	節水効果を記載していた箱を捨ててしまいました。どうしたらよいでしょうか？
A	取扱説明書に記載があれば、そのコピー又は写真でかまいません。記載がない場合には、商品のホームページなどで節水効果が書かれている箇所をプリントアウトして添付してください。

Q29	記入を間違えました。どうすれば良いですか？
A	郵送・窓口申請の場合は、氏名と助成金交付申請額の訂正できませんので新たな申請書に書き直してください。それ以外については、間違ったところに二重線を引き訂正してください。修正ペン、修正テープでの修正はできません。 電子申請の場合は、水資源対策課までご連絡ください。



Q30	領収書(レシート)を紛失した場合、どうしたらいいですか？
A	まずは、商品を購入した店舗に、領収書等の再発行が可能かを確認してください。 (不可能な場合):「支払い証明書」など、①購入した商品の情報が記載され、②料金を支払ったことが分かるものがあれば、領収書(レシート)以外でもかまいません。証明できるものが何もない場合は、申請はできません。

Q31	領収書(レシート)にシャワーヘッド購入価格以外のものも記載されていますが問題ないですか？
A	シャワーヘッドの商品名(又は製品番号等)と購入価格が分かれば、問題ありません。分からない(記載がない)場合は、購入事業者へ商品名(又は製品番号)と購入価格が分かる領収書の発行をお願いしてください。

Q32	購入価格には配送手数料等も含んで構いませんか？
A	× 含みません。助成の対象となるのは商品代金のみです。



Q33	分割払いで購入した場合は対象になりますか？
A	領収書が発行されていれば対象となります。 領収書が無い場合、分割での支払いが完了していることが分かる書類(電子申請の場合はデータ)の添付をお願いします。なお、分割の途中で申請をする場合は、止水機能付き節水シャワーヘッドの購入価格ではなく、 <u>支払が完了している額を「購入価格」と</u> 考えて助成額を計算します。

Q34	【郵送・窓口申請の場合】交換(設置)後の写真は、パソコンからのプリントアウトで構いませんか？
A	カラーであれば、印刷方法は問いません。(A4 サイズで印刷されたものでも可。) ただし、交換(設置)が完了したことが確認できる全体のを必ず添付してください。

Q35	今回施設内の多くのシャワーヘッドを交換しました。設置後の写真や図面への記載は、交換したシャワーヘッド全部が要りますか？
A	交換したシャワーヘッド全ての写真と全ての設置場所を記載した図面が必要です。 なお、水資源対策課職員の現地確認を希望された場合は、設置後の写真と設置場所を記載した図面の提出を省略することができます。現地確認については、水資源対策課から連絡がありますので、ご協力をお願いします。

Q36	「承諾書」について、所有者又は管理者とメールや FAX でやりとりしたものを添付したのでも良いですか？
A	所有者又は管理者が申請者宛に FAX したものや、記入後スキャンした承諾書をメールで送付したものをプリントアウトしてご提出いただいてもかまいません。

Q37	【電子申請(送信後)】 申請を取り下げる場合はどうすればいいですか？
A	水資源対策課までご連絡ください。

Q38	申請した後、領収書や節水効果が分かる書類などは処分して良いでしょうか？
A	申請いただいた内容に入力漏れや添付データ漏れがあった場合、内容確認のためお電話やメールにてご連絡する場合があります。助成金の決定通知書が届くまで保管してください。

◆助成金の交付について◆

Q39	不交付になる場合はどのような場合ですか？
A	交付申請書(請求書)提出後に書類確認を行います。その際に助成対象要件を満たしていない場合などです。

◆その他◆

Q40	他の補助制度と重複して申請することができますか？
A	同じシャワーヘッドの交換を対象に、他の補助事業と重複して申請することはできません。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●お問い合わせ先

松山市総合政策部 水資源対策課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所本館5階

☎089-948-6948 FAX089-934-1886

E-mail mizushigen@city.matsuyama.ehime.jp

松山市のホームページで詳細をご覧ください。

松山市 止水機能付き節水シャワーヘッド

